

翻刻凡例

一、史料は便宜上次のように体裁を整えました。

- 1 史料を読みやすくするために適宜「、」や「・」を付しました。
- 2 漢字は人名・地名を含め、原則として常用漢字もしくは現行の漢字を用いました。
- 3 変体仮名は平仮名に改めました。助詞は「者」・「茂」・「毛」・「与」・「于」は平仮名に改めましたが、例外として、「江」・「而」はそのままとし、「与睨」(しかと)・「与風」(ふと)・「于時」(ときに)のように返り点を付けて読む場合そのままとしました。
- 4 合字「メ」(シメ)・「ぶ」(より)はそのままとし、「メ」(して)・「モ」(トモ)・「キ」(トキ)・「コ」(コト)のようにカタカナの合字はカタカナに、「〜」(こと)のように平仮名の合字は平仮名に改めました。
- 5 誤字・当て字・脱字・衍字は原文通りとし、その文字の横に(ママ)・(―カ)・(―脱カ)・(衍カ)とルビを付しました。
- 6 原文に挿入紙・貼紙・付箋・頭註などがある場合、その位置に記載し、その位置に記載できない場合のみ、その位置に※を記入し、その付近もしくは末尾に記載しました。ただし、訂正のための貼紙や付箋は、訂正文字のみを記載しました。貼紙と付箋の定義は、貼紙は全面糊付けの紙とし、大小にかかわらずめくれるものは付箋としました。
- 7 判読不能文字のうち、文字数が判明するものは一字を□で(判読不能)とルビを付し、虫喰い等による判読不能な文字は一字を□で(虫損)・(欠損)などとルビを付しました。どちらの場合においても文字数が不明な場合は「」で表記しました。また、文字の抹消は■で表しました。
- 8 見消は―を施しました。
- 9 訂正の意味で抹消や見消文字の横などに字が書かれている場合は、抹消や

見消文字に特別な意味があるとみなした時は原文の通りに記載しました。ただし、抹消や見消とせずに、横などに記載された字をそのまま記載した場合もあります。

10 「、」「・」「ゝ」「々」の繰り返しを表す文字は、そのまま用いました。ただし、「く」はくくと記載し、「ゞ」は「々」に改めました。

11 「扣」は原文通り扣のまま記載した。

12 欠字は一字空け、平出は改行、抬頭は本文より一字上げとしました。

13 レ点・一、二点は記載しませんでした。

14 花押・花押影・黒印・朱印は(花押)・(花押影)・(印)・(朱印)と表記し、訂正印など、それ以外の印等は原文通りに表記しました。

15 尚々書や追啓が端に書かれている場合はその位置に、最後に書かれている場合は最後に記載しました。

16 原文に挿入箇所などを示す「○」や「。」があり、横、もしくは欄外に挿入文字などが書かれている場合は、「○」や「。」はそのまま原文通り記載し、横に書かれている文字はその場所の行間に、欄外に書かれている場合はその付近もしくは、末尾に記載しました。

一、史料に含まれる差別的な表現については、人権問題の理解と差別の解消を図ることを目的とし、社会のしくみや意識を歴史的に正しく認識する立場から、個人などが特定される場合を除き史料の通り記載した。